



新城市の特色

新城市は、愛知県東部に位置しており、歴史に名高い「長篠・設楽原の戦い」の古戦場、日本三大東照宮の一つ「鳳来山東照宮」など歴史・文化の宝庫です。新東名高速道路が開通し、「新城IC」が開設され、さらに今後、東名高速道路「豊橋新城スマートIC」の開設や愛知、静岡、長野を結ぶ三遠南信自動車道も整備され、飛躍的に利便性が高まる地域です。新城市では、既存の八名、川田工業団地周辺及び新城インター周辺を工業等の集積地として、また商業施設用地としてニーズの高い国道151号沿道を



新城市長 下江 洋行

商業施設による土地利用推進地区として位置付け、地区計画制度により企業様の立地を積極的に支援させていただきます。利便性抜群の新城市への立地をぜひご検討ください。

■企業立地奨励金

市内に工場等(敷地面積が0.2ha以上のもの)を新設いただいた企業様に立地奨励金を交付いたします。

<対象企業者>

- ・ 操業開始後、固定資産税の課税標準額が1億円以上(中小企業者は3,000万円以上)となった企業様

<対象経費>

- ・ 土地、家屋に係る固定資産税相当額を5年間、償却資産に係る固定資産税相当額を1年間交付

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/syoreikin.html>

■雇用促進奨励金

立地奨励金の交付対象企業様が、新たに新城市民5人以上を1年以上継続で雇用していただいた場合、雇用促進奨励金を交付いたします。

<対象経費>

- ・ 新規常用雇用従業員1人につき20万円交付
- ・ 限度額500万円

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/syoreikin.html>

■過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(固定資産税の免除)

旧鳳来町・旧作手村の区域に立地いただいた企業様に固定資産税を免除いたします。

<対象経費>

- ・ 土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を3年間免除

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/kasomen.html>

■企業再投資促進補助金

愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象企業様が、新城市内に工場等を新設又は増設を行う場合に補助金を交付いたします。

<対象経費>

- 大企業：固定資産取得費用(土地を除く)の4%以内を交付。限度額1億5千万円。
- 中堅企業：固定資産取得費用(土地を除く)の5%以内を交付。限度額1億5千万円。
- 中小企業：固定資産取得費用(土地を除く)の10%以内を交付。限度額3億円。

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/saitoshi.html>

■中小企業者事業基盤強化等奨励金

新城市内で長年操業する中小企業様が、新城市内に工場等を新設又は増設を行う場合に奨励金を交付いたします。

<対象経費>

- ・ 土地・家屋に係る固定資産税相当額を3年間、償却資産に係る固定資産税相当額を1年間交付

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/kibankyoka.html>

■新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相応の経済的波及効果を及ぼすような事業を実施する企業様に固定資産税を免除いたします。

<対象企業者>

- ・ 愛知県知事より「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、先進性を有する事業として主務大臣の確認を受けた企業様
- ・ 1億円を超える家屋、構築物及び土地を取得した企業様(農林漁業関連業種は5,000万円超)

<対象経費>

- ・ 土地、家屋、構築物に係る固定資産税を3年間免除

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/chiikimirai.html>

■物流総合効率化支援補助金

市内においてトラックターミナル、卸売市場、倉庫等を設置する物流企業様に補助金を交付いたします。

<対象企業者>

- ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定を受けた総合効率化計画に基づき、特定流通業務施設を新設、増設又は移設をする企業様
- ・ 特定流通業務施設に係る家屋及び償却資産について、固定資産税・都市計画税の課税標準の軽減を受ける企業様。

<対象経費>

- ・ 総合効率化計画の認定の申請に要した経費の1/2を交付。上限100万円。

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/richi-shien/butsuryusogo.html>

■新城市企業立地マッチング支援事業

市内の不動産情報を持つ宅地建物取引事業者等と市内への立地を希望する企業様とのマッチングを支援いたします。市内への立地を希望される企業様の土地・建物に関するニーズを宅地建物取引事業者等に照会し、ニーズに合う物件がある場合は情報提供をいたします。

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/kigyo-richi/kigyorichi/machingusienn.html>